

マージン率等に係る情報提供

有限会社 三甲工設

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象: 令和6年度(令和6年8月1日～令和7年7月31日))

記

- 1 派遣労働者の数 5 人
- 2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 1 社
- 3 労働者派遣に関する料金の平均額 20,939 円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 4 派遣労働者の賃金の額の平均額 15,319 円
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- 5 マージン率(3派遣料金の平均額－4賃金の平均額) ÷ 3派遣料金の平均額 × 100 = 27%
締結している(終期: 令和7年7月31日)
協定派遣労働者の範囲(管理的業務)

6

種類	対象者	実施人数	方法	実施主体	実施期間	費用負担
新規採用者訓練	未経験の新規採用者	1 人	off-JT	月島テクノメンテサービス(株)	2日間	なし
能力向上訓練	採用後1年経過者のうち希望者	5 人	off-JT	月島テクノメンテサービス(株)	1日間	なし

7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、下記のとおり法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

マージン率等の内訳

- | | |
|-------------------|------|
| 1 賃金 | 73 % |
| 2 法定福利費(労働・社会保険等) | 15 % |
| 3 運営経費、教育訓練等 | 5 % |
| 4 年次有給休暇等、その他 | 7 % |

マージン率 27 %

